平成二十五年二月十日発行
皇學館論叢第四十六巻第一号　抜刷

研究ノート

外宮御師丸岡家の師職経営

山　田　恭　大

皇學館論叢　第四十六巻第一号
平成二十五年二月十日

研究ノート

外宮御師丸岡家の師職経営

山田恭大

□ 要　旨

近世宇治・山田の町には、伊勢参詣する人を迎え自邸に宿泊させる御師が門前町を形成していた。御師は、参宮者にとっての伊勢案内人であった。外宮の御師丸岡家は今現在も江戸時代当時の邸宅を残し、当時の面影を窺わせる。本稿では、丸岡家所蔵文書を使用し、丸岡家が米屋を営んでいた商人出自の御師である事・丸岡家の檀所の獲得過程より見る御師家の経営実態について考証していく。

□ キーワード

伊勢御師　丸岡宗大夫　檀所形成　道者売券　石川数正

はじめに

現在御師に関する研究は数多く見出すことが出来る。御師研究の草分け的存在と言えるのは、『宇治山田市史』(1)であるだろう。其の後、大西源一氏(2)、新城常三氏(3)、西山克氏ら(4)の研究によって御師という職能集団の姿の表面について描きだすことが成された。それに続く研究は主に、御師の配札活動を中心に行われた。その中でも、久田松和則氏(5)の行った研究は、宮後三頭大夫・橋村肥前大夫の配札活動を事例に、九州における伊勢信仰普及を明らかにした、大成的研究であると言える。このよう

に、御師という職能集団の外面は明らかにされて来たが、各御師家の個別事例についての研究は未だ不十分であると言える。特に、御師家の経営実態について論じたものは見られない。外宮の御師丸岡家では、一つの家で伝えられて来た文書群があり、この点について研究する上でこの上無い研究対象である。丸岡家で所蔵されていた史料群を使い丸岡家ひいては御師の家がどのように経営されていたのかについて考察していく。

第一章　丸岡家の系統

伊勢御師の家格を確認するには、『神宮御師資料』[6]が最適である。そこで、はじめに『神宮御師資料』所載の「丸岡宗大夫」について検討しておく。

①丸岡伊織

御師銘　丸岡宗大夫
四千五百石　橋山刀之助
一江戸　九百軒
一摂津　二千八百一
一信濃　二千五百二十四
一遠江　二百五十
一伊賀　七百
一越中　千五百十
外略
〆壱万二百六

②下中之郷町百九十一番地

元師職　明治三年八月　通称久芽
丸岡宗大夫　一株　　平民　丸岡宗大夫
元師職　宗大夫
一、旧家格　町年寄
一、配札之国郡
摂津国　西成郡之内　十六ヶ村
大坂府市中之内　戸数凡千五百
和泉国　大鳥郡福田村之内　戸数凡四十
伊賀国　名張郡之内　七ヶ村
伊賀国之内　二ヶ村
同上　上野町方　戸数五百三十一
伊勢国　松坂在之内　一ヶ村
参川国　渥美郡之内　三ヶ村
東京市中之内　戸数五百八十
武蔵国　葛飾郡　戸数凡九十
遠州　敷知郡之内　戸数凡六十二
信州　伊那郡之内　六拾二ヶ村

同　松本町方　戸数五百二
同　飯田町方　戸数九十三
相州　三浦郡之内　戸数凡百
同　三崎之内　戸数凡五十八
書面諸国郡ハ悉皆丸岡宗大夫

総計合八千七百六十八戸
配札高一万四千九百五十四体
此初穂料金四百四拾八円五十八銭二厘
純益金二百二円七十九銭八厘
一神楽料　無之
一止宿料
此料金弐百三拾四円五拾九銭三厘
純益金四十五円二十一銭六厘
収入金総計三百四十八円一銭六厘
一明治十二年六月御扶助金拝戴
一師職加入年月不詳
一明治四年師職廃止後平民ニ編入

①は安永六年（一七七七）時点の「外宮旦方家数改覚」から丸岡宗大夫の配札状況を示し、②は、明治十二年（一八七九）七月調べの「旧師職取調帳」によって幕末期の御師の収入を示したものである。これらより丸岡家は外宮の鳥居前町にあたる山田の下中之郷町で町年寄の御師であったと分かる。[7] 丸岡家の檀家数は安永六年時点で約一万軒と他の御師と比較すると中級程度と言える。[8] また檀家の所在地の傾向は伊勢周辺地域の檀家を多く保有していることがわかるが、丸岡家の檀家傾向についての詳しい論証は別稿に譲る。

次に、丸岡家の系図についてまとめるが、ここでは二つの史料を基にする。丸岡家所蔵史料の「備忘雑抄」[9] 記載の家系（以下単に「家系」と記載）と同じく丸岡家所蔵の家系図（以下単に「家系図」と記載）の二つである。

此家系ハ神祇官ヨリ御調ニ付書出ス扣
○丸岡飯野郡司大領久米正善家系
伝云、始祖姓者久米、自二越前国丸岡一移住、於二当地一児孫代々、以二丸岡一為二家号一云々、雖レ然往年数度依二火災一家記焼滅、前系無レ可レ見故、今姑以二久次一為レ始矣
初代○久次　通称丸岡宗大夫、終年不詳
弐代○興尚　久次嗣、実権祢宜荒木田興嘉男、慶長三年終
三代○久貞　通称宗大夫、元和二年終
四代○政貞　久貞嗣、実釜谷正房男、寛永十二年終
五代○政守　通称宗大夫、寛文四年終
六代○正辰　通称宗大夫、延宝七年補二高宮御塩焼物忌一、宝永四年終

七代〇久郷　通称宗大夫、元禄十五年補㆓高宮御塩焼物忌㆒、正徳元年終
八代〇久氏　通称宗大夫、正徳二年補㆓高宮御塩焼物忌㆒終年不詳
九代〇久廬　久氏嗣、実加藤治郎兵衛男、高宮御塩焼物忌、叙㆓六位㆒、宝暦十年終
十代〇彦敷　久廬嗣、実八一禰宜智彦次男、権祢宜、叙㆓従五位㆒、延享三年終
十一代〇当久　彦敷嗣、実豊田勝武男、宝暦十三年補㆓高宮御塩焼物忌㆒、叙㆓正六位㆒、明和七年終
十二代〇久和　当久嗣、安永七年補㆓高宮御塩焼物忌帯宮掌大内人㆒、叙㆓正六位㆒、安永九年終
十三代〇正哉　久和嗣、実慶徳家義男、補㆓高宮物忌帯宮掌大内人㆒、叙㆓六位㆒文化七年終
十四代〇正孝　通称帯刀、補㆓宮掌大内人㆒
十五代〇正善　通称久芽、安政四年補㆓飯野郡司職㆒、叙㆓正六位㆒明治九年終、壽四十二歳
十六代〇茂太郎

この「家系」の注記にまず着目すべきである。前半部の「自㆓越前国㆒移住」の部分については第二章で論及するが、ここでは、火災で久次以前の系図を見る事が出来ないとしていることに注目したい。ここから、「備忘雑抄」では初代を久次としているが家系はそれより続いていたようである。

次に図1であるが、図1は「家系図」を図示したものである。「家系図」の「宗大夫弟　同仁右衛門」の家系は二章で触れる。

ここで、「家系」と「家系図」を比較すると、以下のような異同がある。

（ア）「家系」では、久郷と久氏の間に久廬という人物を当主に立てている。
（イ）「家系」には、神宮内の職掌が書かれている。
（ウ）「家系図」には、久氏から正孝までの没年齢が書いてある。
（エ）「家系図」には、女児や妻についての記載がある。
（オ）二代目の名前が「興尚」と「與尚」と違っている。
（カ）久貞と正辰の没年に異同がある。

（ア）については、久廬は久氏の始めの名前と記載された史料があるため、久氏と久廬は同一人物と言えるだろう。(10)

両家系を総合し、生没年を表形式にまとめたものが、表1である。図1、表1を参照することで、丸岡家の久次から茂太郎までの系統についておよそ知ることが出来る。

【図1】丸岡家生没年年表　○丸岡家伝来家系図を基に作成

丸岡宗大夫 ── 同　久次 ── 同　與尚 ── 同　久貞 ── 同　政貞 ── 同　政守 ── 同　正辰 →

- 與尚：慶長三年 七月廿二日卒 松尾與善男
- 久貞：元和元年 五月廿七日卒
- 政貞：寛永十二年 十一月十七日卒 壽六十二 釜屋正房男
- 政守：寛文四年 十月六日
- 正辰：宝永七年 十一月七日卒

- 明暦二年 八月二日卒　政貞妻
- 元禄二年 八月廿四日卒 釜屋正周女　政守妻　於市
- 正徳三年 九月十八日卒 釜屋正周女　正辰妻　於六

天正十年
上州沼田御城下神明社神主トナル
宗大夫弟

同　仁右衛門 ── 同　七右衛門 ── 同　宗右衛門 ── 同　宗左衛門 ── 同　三大夫 ── 同　平右衛門 →

正徳元年
十月廿八日卒

↓
同　久郷 ── 同　久氏 ── 同　正哉 ── 同　孫十郎 ── 同　久芽 ── 同　茂太郎

元文三年
十一月廿一日卒
釜屋末済女
壽六十九
久郷妻　於光

宝暦十年
十二月十日卒
加藤氏男
壽七十二

延享元年七月十二日卒
一河三郎右衛門女
壽四十八
久氏妻　於真砂

天明七年七月二日卒
藤屋原林七女
壽七十七
久氏妻　於民

文化七年
八月廿日卒
壽四十九
慶徳三郎大夫男

天保三年六月四日卒
豊田新左衛門女　壽六十六
正哉妻　於末

彦敷
延享三年　十二月十六日卒
壽二十二久氏養子　松永智彦長官男

当久
明和七年十二月八日卒
壽二十二久氏養子　豊田新左衛門男

久和
安永九年十月朔日卒　壽二十　久氏養子
豊田新左衛門男

明治八年
九月廿二日卒
天寿七十

明治十年
二月十六日卒
天寿四十二

大正十二年七月一日卒
天寿八十
久芽妻　みち

昭和六年
十二月十二日卒
天寿六十七

↓
同　和泉 ── 同　和泉守

【表1】丸岡家生没年年表

○「備忘雑抄」、丸岡家系図を基に作成

代数	名前	生没年
1	久次	?
2	興尚	?～慶長三年（一五九八）
3	久貞	?～元和二年（一六一六）
4	政貞	天正元年（一五七三）～寛永十二年（一六三五）
5	政守	?～寛文四年（一六六四）
6	正辰	?～宝永四年（一七〇四）
7	久郷	?～正徳元年（一七一一）
8	久氏	元禄元年（一六八八）～宝暦十年（一七六〇）
9	彦敷	享保八年（一七二四）～延享三年（一七四六）
10	当久	寛延元年（一七四八）～明和七年（一七七〇）
11	久和	宝暦十年（一七六〇）～安永九年（一七八〇）
12	正哉	宝暦十一年（一七六一）～文化七年（一八一〇）
13	正孝	文化元年（一八〇四）～明治八年（一八七四）
14	正善	文化四年（一八〇七）～明治十年（一八七七）
15	茂太郎	元治元年（一八六四）～昭和六年（一九三一）

第二章　丸岡家の出自

丸岡家には、十四代丸岡正孝が書き記した由緒書「昔語」が残っている。「昔語」は、史料に「此壹冊父正孝筆記也、于ㇾ時明治元年戊辰十二月　男丸岡宗大夫正善録之」と明治元年（一八六八）の奥書がある。更に自家の由緒書を記しているという史料の性格を差し引いて考えなければならない史料ではあるが、丸岡家の出自について考察する上で無視することは出来ない。

「昔語」における天正（一五七三～一五九一）以前の丸岡家の由緒に関する記述は以下の三点がある。

①天正以前から丸岡家は上州沼田の真田伊豆守の御師であった。天正年中丸岡家の弟が沼田の神明社の神主になった。

②天正頃丸岡家の弟が、家康の家来水野弥吉方にいた。弥吉は、家康に酒樽を献上した功により、樽という姓に改名し、伊勢に帰る。その後、丸岡家が江戸城へ御年頭の祝詞をあげることとなった。

③天正の時、伊勢五ヶ所湾で国一丸という船を作る時に米屋宗大夫が御祓を納めた。それ以後米屋宗大夫は、代々船手頭の向井将監家の御師となった。

①は、「家系図」にも出てきた「宗大夫弟　同仁右衛門」のことを指している。①、②、③、それぞれの前後関係が不明瞭であり、それぞれを証明する史料に乏しい。特に、①、②、については根拠となる史料が無いため論証を控えるが、③については、検討する余地がある。初めに、「昔語」の本文を引用しておく。

一、天正ノ頃大湊ニテ国一丸ト申御船御造作在レ之候節御祓相納ム、其祓銘米屋宗大夫ト在レ之候に付、正哉ノ代御船手頭向井将監様ヨリ御尋ニ相成候由在レ之候、向井家ハ代々ノ檀家也、御師争論ノ節向井様ヨリ到来ノ書状左ニ写ス

一、氏真しんげん勝頼大御所様御代迄御師我等持不レ申處米屋宗大夫御祓を国一丸江被レ入、其より拙者一門之御師ニ而御座候、勢州五ヶ所ニ而黒舟御作事被二仰付一候砌日向半兵衛殿長野内蔵允殿を頼我等先祖之御師と申候而御祓を上ケ申度由種々被レ申候得共、拙者一円ニ不レ存候間、かつてん不レ仕候内蔵允殿も半兵衛殿も被二聞分一我等所へ重而不レ被レ仰候、其上拙者他之家をつぎ申候間、何方よりも申分有間敷候、為二後日一如レ此候、恐惶謹言

向井兵庫頭

卯之　政■（花押）

卯月十一日

丸岡宗大夫殿

船の作事場に異同があるが、「昔語」を書いた正孝の間違いであろう。天正の頃の大湊（正しくは五ヶ所湾）にて国一丸という船を作ることになり、その船へ納めた御祓銘が「米屋宗大夫」とあったので正哉の代に船手頭の向井将監から尋ねられたことがあった向井家は丸岡家の代々の檀家であった。今川氏真・武田信玄・武田勝頼・徳川家康の代まで向井は御師を持っていなかったので、米屋宗大夫が御祓を国一丸へ入れられ、それからは向井の一門の御師である。伊勢五ヶ所湾で黒舟を作ることを仰せ付けられたとき、米屋が日向半兵衛と長野内蔵允を頼って向井の先祖からの御師であるといって御祓をあげたいと言ってきたけれども向井は承知しなかった。その後、内蔵允も半兵衛も聞き分けられ向井に重ねて主張することはなかった、という内容である。つまり、ここでいう「米屋宗大夫」は、丸岡家の先祖のことであり、丸岡家が天正の頃から、伊勢の地で御師となっており、且つその傍ら米屋を営んでいたという可能性が浮かんでくる。

一、天正以前モ丸岡宗大夫トハ申セドモ居住ノ地不分明、昔シ越後ノ丸岡ヨリ当所ヘ居住イタシ候トノ申伝ヘモ世間

ニ有レ之候ヘトモ、古文書不レ傳事故、不分明（以下略）
一、宝永三年山田大火ノ節類焼（中略）少々残リノ文書慶長以来也、天正以前ノ文書モ壱枚弐枚ハ在ヘクハツナレト一切ナシ是ハ天正ノ頃一度丸岡ノ家絶家イタシ候欤
一、墓地モ天正以前ノ石碑ナシ、全ク天正年中八日市米屋弥右衛門再興カ、其后ハ米屋弥吉右衛門ノ力ニテ家繁昌ス

同じく「昔語」からの引用であるが、第一章で触れた通り「備忘雑抄」の「家系」の丸岡家が越前から転居してきたという記述には、史料的根拠が薄く鵜呑みにすることが出来ない。更に、丸岡家が天正の頃一度絶家していることを示唆し、その後米屋弥右衛門なる人物によって家の再興が遂げられたとしている。これに関連した史料が『三重県史』に所収されている。

［裏］
永代売渡申畠地之事
あさな川崎くほト申所也　四至ハ　東ハ限二助七郎畠ヲ一 南ハ限二助七郎殿堀一 南ハ限二四郎殿畠一 北ハ限二とひヲ一也
合所当者三斗代四升まき一切也
右之畠地者、亀田与七郎殿遠州之為替之方ニ、八升まき取上候ヘ共、奥四升まき入分金子壱両ニ相定、売渡申処実正明白也、緞（縦カ）天下大法之徳政行候共、於二此畠地一ハ少も違乱煩有間敷者也、仍為二後日一如レ件
天正十四年丙戌年五月廿日
八日市米や作右衛門　久次　判
使　治助殿内　志郎左衛門
宮後亀田殿内
二郎四郎殿　まいる
「かわ（追筆カ）さきみち　くほ　ちこの宮」(11)

この史料は「輯古帖」と呼ばれる編纂史料の中の一つで元々の史料は丸岡帯刀蔵となっており、今も丸岡家所蔵文書に含まれている。(12)当該文書は天正十四年（一五八六）作成の、米屋作右衛門久次なる人物から二郎四郎へ字「川崎みちくほ」の畠地を売り渡す証文の案文である。ここで着目すべきは作成者である。この文書の作成者の諱は久次である。丸岡家が所蔵し、久次という人物の売券、作成が天正年間という要素を鑑みると「家系」上初代である丸岡久次と比定して差支えないだろう。つまり、久次は米屋弥右衛門の子孫とみてよいのではないか。その事を考える上で更に史料を見ていくこととする。

○丸岡宗大夫ガ家ハ一代幸福内匠寄子ナレバ其次ノ一代ハ堤刑部寄子ナリ。昔シヨリ一代ゴトニ隔番ニ寄親カハルナリ。幸福、堤ノ家ノ代ガハリニハ拘（カカハ）ラズ丸岡カ家ノ一代ニ由ルナリ。他ニ無キ旧例ナリ。

右の史料は、享保二十一年（一七三六）正月二十八日に度会（喜早）清在（きよあり）という師職家の人物が人々から集めた伝承や自分

の体験をまとめた「杉之落葉」より抜粋したものである。史料中の「寄親」「寄子」の語句は、『宇治山田市史』にその解説が見られる。「〔宮川夜話草〕に〔神都に於て農工商と云と皆主人家在り。武門の如く食禄を受くるに非ず。其品、殿原、中間と云。其一等上に寄子と云物有り。其の寄子よりは、主人と云はず」とあるより見れば、寄子は家来の如くに隷属する者にあらず、従って寄親と云ふも、その名の示す如く権勢に寄り添はれたる親分と云う位の関係と見てよかろう」[13]とある。これより見れば史料中の寄親・寄子とは、監督責任者とその下の一般従業員のような関係であった。

幸福内匠家は、山田八日市場の三方家格の御師である。丸岡家も三代目久貞の代に八日市場から下中之郷へ転宅した[14]。幸福家の出自については窪寺恭秀氏が考察されているが、幸福内匠家は同じ八日市場の幸福出雲家の分家筋である。窪寺氏は、幸福出雲家の出自を「質屋を営む商人」[15]であったとしている。この上で丸岡家と幸福内匠家との繋がりを考えるには、八日市場に存在した「商業座」の存在を考慮にいれなければならないだろう。商業座については、千枝大志氏の研究[16]に詳しいが、伊勢山田の八日市場は多くの「座」と呼ばれる同業者集団が営む市場を有する中心的な商業地域であった。八日市場の座では、米や魚、酒、布などを取引していた。また付近には、幸福内匠家や福嶋家・福嶋御塩焼家などの有力御師も居住していた。座を営む者の中には、御師を勤める者もいた。そして、商業座に加入認証をされるには二通りの方式があり、一つは当地の同業者組織「座中」から認証を得る方式、もう一つが、山田の自治組織である山田三方から認証を得る方式であった。後者は、経費的負担が少ないため、三方に列する有力者の内衆となる者も存在した。丸岡家は、この後者の事例に相当すると考えられる。

小括すると、丸岡家は、天正以後久次の代には師職業の傍ら、米屋を営む商人でもあった。その上で、外宮の商業中心地、八日市場の商業座に加わるために三方家であった幸福内匠家の内衆となった。商業座に加入認証されてからも寄親・寄子という関係性で幸福内匠家と堤家の交代制で監督責任を受け続けていた。

第三章　丸岡家の檀所形成

一、天正の頃檀家ト申ハ信州松本・三州田原其外三ヶ村・沼田ノ真田様・濃州ノ土岐大膳大夫様（後略）

一、慶長ノ頃ハ忝本在青柳村神領ノ趣聞伝ヘ候トモ、古文書焼失ニテ不詳、（中略）青柳村ノ内何程場所共慥ニ不二分明一、神領トハ見エ候ヘ共、出願ノ種ニハ用ヒ難ク、尤右ハ当城主ニテハ無レ之、前ノ城主石川様ヨ

リ御寄進也、前ノ城主石川様ハ当家旦家ナリ

「昔語」中では、丸岡家の檀家は天正の頃から信州松本・松本城主石川氏、三州田原と外三ヶ村、上州沼田の真田家、濃州の土岐家であったということである。では、丸岡家はどのように檀家を獲得していったのか。その傾向はどうだったのであろうか。丸岡家に所蔵している道者売券を中心に分析をしていく。

まず、表②を参照して頂きたい。表②は、丸岡家所蔵文書・輯古帖[17]から丸岡家の道者に関する史料を管見の限り抜出し表化したものである。以下表中の史料を指す場合は表中の史料No.を用いる。

(ア)石川氏との師檀関係

史料No.1、史料No.2からは、松本藩主・石川氏との師檀関係を知ることが出来る。丸岡家と石川氏の史料を示す史料は長野にも残されているため現地の史料と丸岡家文書を複合的に見て考察していく。

A　返〳〵、はる〳〵、御心入不レ得事(候カ)、何も重而可二申
入一候、

去年九月の来書相届披見候、

一、御祓幷のし、おしろい給候、満足申候、早々も返答申
度候得共、たよりなくいまた延引、尓(尚カ)此地無事に罷在
候間、可二御心易一候、何にものなり候て申度候、尚
松かたより可レ申候処也、

六月十二日　　ヶ三寺(花押)

御師

丸岡宗大夫

B　以上

遠路の所、人賜満足申候、

一、御祓頂戴申候、殊見事の熨斗一箱並粽二箱・櫛五ツ
おくり給候、何も〳〵なる品々、別而娘共調(重)
宝かり候、於神前御心入段其しるしを受罷上候様ニ
と思ふ計に候、面上に申度候、くハしく松方より
可レ申候間、抛筆候、恐々謹言、

八月七日　　ヶ三寺(花押)

御師　丸岡宗大夫殿　御返報

返々、はる〳〵御心入不レ得申候、何も重而可二申
入一候、

「ヶ三寺ハ石川伯耆守康昌公御隠居名ニ而、御直筆也、
文禄二癸巳年御逝去、御法号箇三寺殿伯州大守的翁
宗善大居士、于レ時文化六年己巳年正月四日伊勢御
師丸岡姓ヨリ被二差贈一別書翰有レ之、年数弐百拾
七年ニ相成候、」[18]

A、Bとも書状の作成者がヶ三寺となっているが、これは石川数正の法号である。②の書状には、裏書がありその伝来が記されている。A、Bとも丸岡家からの御祓とそれに添えた土産に対する礼状である。ここから、「昔語」における石川氏との師檀関係の裏付けが取れる。

　伊勢御師
　　丸岡宗大夫所持
於二筑摩郡並柳村一伊勢大神宮領之事、吉輝如二寄附一候、
不レ可レ有二相違一者也、仍如レ件
　文禄三年午　　　　　石川玄蕃頭
　　三月十一日　　　　　三成（花押）
　　　丸岡宗大夫⑲

これは文禄三年（一五九四）に数正の子、康長から丸岡宗大夫に宛てた文書である。文中の吉輝は、数正の別名である。つまり、数正の代と同じように土地を寄進するという書状である。文書内における「太神宮領」の文言は、中世における御厨・御薗のような神領と違い、御師の個人的な財源となっていたと考えられる。

　次に、表中の史料№1と史料№2を考察する。史料№2の「我等かたへの一札」とは史料№1を指していると考えられることから史料2の年代は同じく文禄五年のものと見て良いだろう。次の史料は、長野県松本市の宮本村にある庄屋の河辺家から丸岡家へ出した手紙である。年代は不明だが、寛永以降のものである。

花墨難レ有深見仕候、先以御家内様御安全之由、奉二大祝一候、改而私方無事ニ御座候間、乍レ憚御案意可レ被レ下候、然ハ町内伊勢屋御神領之義、被二仰聞一候得共、右伊勢屋者寛永年中私先祖ニ而町並之地面并御地屋共御寄進仕候場所故、外ニ田畑物成等ハ少茂無二御座一候、定而御招茂御座可レ有と奉レ存候、右之外ニ並柳村と申所ニ往古御神領御座候、其書付扣私方ニ有レ之候間、左ニ写差上可レ申候、
　於二信州筑摩郡並柳村一伊勢太神宮領之事、吉輝如下令二寄附一候上、不レ可レ有二相違一者也、仍如レ件
　文禄三年　　　　石川玄蕃頭
　三月十一日　　　　三長（花押）
　　丸岡宗大夫
御師
右之通書面ニ御座候へ共、本書御調被二仰下一候様仕度候、其上乍二不調法一取斗方も御座候哉と奉レ存候間、此段申上候条者追而可二申上一候、早々貴答
　十二月二十一日　河辺与三兵衛
　　　　　　　　盛教（花押）

丸岡宗大夫[20]

右の史料からは次の三点について知ることができる。

一、丸岡家は、石川数正の代に並柳村（現長野県松本市）を神宮領として寄進され、その子の康長にも同じように寄進を受けていた（神宮領という名目ながら、実際は丸岡家個人に寄進されていた）。

二、寄進された並柳村は本史料の時期には、既に丸岡家の所領では無くなっていた。

三、河辺家の先祖は、松本町内の土地と屋敷を寛永年中丸岡家に寄進し、伊勢屋敷（御師が檀家廻りをする時の宿泊所）を務めていた。

二は、石川氏が康長の代に改易の憂き目に会っているためである。[21]ここから大名との師檀関係は改易が起こると消滅してしまうと言える。

以上の史料群から丸岡家は、石川氏と数正の代から師檀関係を結び、配札活動をしていた。この後の石川氏との師檀関係の変化については詳しく知ることが出来ないが、文禄五年に、上部大夫の仲介で春木大夫から数正の子・康長の檀家の権利を譲り受けた。そして、父と同様に土地の寄進を受けた。その後石川氏が改易にあったことで師檀関係は消滅した。

（イ）坂牧氏との師檀関係

天正十六つちのへ祢のとし（ママ）年 九月吉日帳ニ

信州伊那郡市田村城之内

坂牧法印様

坂牧因幡守様

坂牧平次殿

坂牧大蔵殿

只今ニ坂牧之城跡残り罷有候、近辺地ハ旦方ニ而御座候[22]

右の史料は丸岡家と信濃国伊那郡松岡城主であった松岡氏の家臣松岡八十騎の内の一人である坂牧氏との師檀関係を示している。[23]これに加え、史料№3では、信州伊那郡の道者を買得している。つまり坂牧氏の師檀関係を中心に周辺に檀所を形成しているのである。

（ウ）横山氏との師檀関係

史料№5から横山氏との師檀関係を窺い知ることが出来る。

（エ）加藤平左衛門からの檀家獲得

まず、次の史料をご覧いただきたい。

「（端裏）ひかへ」

奉願上口上

下中之郷町丸岡宗大夫奉ニ申上一候、私親類浦口町ニ居住仕罷在候師職加藤次郎兵衛儀三十六ヶ年以前困窮ニ付、一

志加藤大夫と申株幷旦所共私方へ相預居申候処、去ル明和三丙戌年以後如何仕候哉、師職御改帳へ書落申候段不調法ニ御座候、然共右之株ニ付居申候旦所今以世話仕居申候得者、此節ゟ一志加藤大夫と申株立置申置申度奉存レ候、此段御聞済被レ下何卒師職御改帳へ御書加へ被二成下一候様奉願二上一候以上

寛政癸丑年九月

下中之郷町

丸岡宗大夫印㉔

この史料と図1の久氏の箇所を参照して頂きたい。更に史料№16から、丸岡家は表1中8代久氏をもらった親戚筋であるということ、更に久氏の実家である一志加藤家が困窮した原因で檀家を買得したことが分かる。

（オ）豊田新左衛門への檀家譲渡

申合之一札

一、我等次男左馬之助貴殿養子ニ被レ成其許一跡一円御譲被レ成致二大慶一候、幾久家相続可レ仕候事

一、万一貴殿心ニ叶不レ申候ハヽ、何時ニ而も御返し可レ被レ成候、妻女御迎候上、不縁ニ候者、其妻女一向かまひ無レ之候事

一、為二持参物一金弐両別紙之通相添申候、永御家督可レ被レ成候、万一不熟之筋出来節、右持参金返納可レ被レ成候、若又自分借金等有レ之候ハヽ、御引取指引勘定御立可レ被レ成候事

一、おたみ殿事以来身上体万事被二心付一台所為御宜敷可レ被レ致候、相互ニ様付ニ申廻し生長之後迄も相共ニ存申間敷候事

一、家業無二疎略一相務、町内ニ掟相守諸親類中幷家来等むつましく可レ仕候事

右條々不レ可レ有二相違一幾久目出度相続可レ仕候、仍如レ件

豊田新左衛門（印）

同　辨語　（印）

宝暦九乙卯年六月　次男　同　左馬之助

証人　庄門　圭　（印）

丸岡宗大夫殿㉕

本史料と表1から丸岡家は豊田新左衛門家から表1中9代彦敷を養子に貰い受けている事が分かる。更に、史料№18から当久を養子にもらった翌年の宝暦十年（一七六〇）に檀家の譲渡を行っている。史料18の作成者名は抹消されていることからこの檀家は、丸岡家に返還されたのであろう。㉖

以上（ア）～（オ）の事例を見てきたが、ここで一旦小括を

述べたいと思う。（ア）、（イ）、（ウ）の事例から新城氏が「御師と戦国大名との普遍的な師檀関係の成立は、もとより大名が当時の御師の財政的援助者として最適任者であったからにほかならない。（中略）御師と大名との師檀関係は、多くそのまま大名の家臣・領民との師檀関係を現している。」[27]と指摘しているように丸岡家の初期の檀所形成は、大名に依拠したものであった。（ア）の事例は春木大夫から檀家を融通してもらったもので、上部家が仲介していることも興味深く春木、上部両家と丸岡家との関係は如何なるものであったのかが分かると更なる事実がわかってくると思われる。又、（イ）の事例より、大名と師檀関係を結んだのちあとから他の御師から檀家を買得することもあった。大名が領民に対して師檀関係の斡旋をしていたかについては今後の課題とする。（エ）、（オ）の事例から親戚筋において檀家の遣り取りをすることがあった。その理由は財政的問題が挙げられる。（エ）の事例は、一志加藤家が檀家廻りを続けていく財力を失ったため、（オ）の事例は、豊田家に対して丸岡家が一種の借金のように檀家を貸し付けたかのように思える。このように親戚筋で檀家の融通をし合い、財源確保を行っていた。

次に、表全体の傾向について言及していく。史料2、3、15、19は信濃を集中的に買っている。史料№12～史料№14は伊賀を時間的に集中して買っている。このように、時間的、地域的に集中した土地を買得しているように檀家廻りする時のコストを計算して檀家を買っている。そして、全体的な地域の傾向として伊勢を中心とした同心円状の近接地域を購入している。

小括として、丸岡家は集中した期間に集中した地域の檀所を買得している。これは、檀家廻りのコストを下げる目的があったと考えられる。又、丸岡家が買得した壇所地域は伊勢を中心に同心円状に広がっている。

おわりに

丸岡家は、天正以後久次の代には、米屋を営む商人であった。その上で、外宮の商業中心地、八日市場の市場に加わるために三方家であった幸福内匠家の内衆となった。商業座に加入認証されてからも寄親・寄子という関係性で幸福内匠家と堤家の交代制で監督責任を受け続けた。このように丸岡家は米屋という商人出自から師職業に加わっていった御師であった。

師職の檀家形成は、初期においては、大名を媒介にしたものであった。大名と師檀関係を結んだ上で、領民の檀家を別の御師から買得するなどして壇所を形成していった。また、他家の御師から檀家譲渡の斡旋をしてもらったり、親戚筋の御師同士

で檀家のやりとりをして、形成していく方法もあった。そして、一つの檀所を獲得するとその近辺の檀家を買得していくことで檀家廻り時のコストを下げ効率的な経営を行った。檀所は同心円状に広がっており、檀所間の行き来の利便性も考えられていた。

そして、史料№7、8、9、11、19は実際に道者の遺り取りをする上での付帯条件を記した文書である。これは、御師にとっての財源である檀家を御師同士で遺り取りする上での取り決めを窺うことが出来興味深い内容である。しかし、紙幅を既に超過しているため、この点については、別稿に譲ることとする。

(附記)

本論文は、筆者の卒業論文「外宮御師丸岡家の研究―中規模御師の師職業営業―」を加筆・訂正したものである。卒業論文の第二章第一節までの内容に限ったため論題を改めた。資料閲覧には、丸岡正之氏、伊勢市史編さん室の御厚意を賜り、上野秀治先生を始めご指導を下さった諸先生方に、あわせて御礼を申し上げる。また、院生勉強会の神龍会・品種改良会の皆様には、貴重な御意見を頂いた。今後ともご指導賜りたく存ずる。

【表2】丸岡家道者関係史料

No.	年月日	西暦	形式	作成	宛所	国	檀那詳細	史料番号
1	文禄五・一一・吉日	1596	檀那譲状	春木種光	上部二郎右衛門尉	信濃	石川出雲守殿御息衆	三の一五
2	年次未記載一一・一五	1596カ	檀那譲状	上部貞嘉	丸岡宗大夫	信濃	石川出雲守殿御息様	三の一〇四の三
3	元和三・九・一一	1617	道者売券	綿屋彦兵衛文延・同志摩守文伊・使重大夫／小一郎	丸岡孫十郎	信濃	伊那郡我等持分一円	三の一〇六の一四の一〇
4	元和七・八・吉日	1621	檀那譲状	釜屋休右衛門	丸岡孫十郎	越中	越中之道者我等持分一円	三の一〇六の一四の一八
5	寛永三・一〇・三	1626	道者売券	幸福孫右衛門信治・使　文左衛門	丸岡宗大夫	美濃	たぎの郡之内直江村ゟ御出被遣候横山山城殿同御一たぎ之郡直江村より御出被遣候杁采女殿・同甚左衛門殿・同松助殿右之人之御末々	三の一〇六の一四の二七
6	寛永八・閏一〇・吉日	1631	道者売券	亀田四郎右衛門吉久・使い西川原　彦大夫	丸岡宗大夫	三河	大はたと在所より被成御出候清水権之介殿壱人	輯古帖
7	寛永一六・七・二〇	1639	道者売買前書証文	辻二郎右衛門光隆	丸岡宗大夫	摂津	我等持分摂津国御道者小日記書出シ之西一円売渡シ申事但家数ハ四拾七家	三の一〇六の一四の一九
8	寛永一六・七・吉日	1639	前金受取證文	辻二郎右衛門光隆・使与三次	丸岡宗大夫	摂津	摂津一円	三の一〇六の一四の一四

9	寛永一六・一一・吉日	1639	道者売券	辻太?郎右衛門光隆・すわい与三次	丸岡宗大夫	摂津	中嶋之在々・一大仁村一円・一福嶋村一円・一下福嶋村一円・一野田村一円・一野田新家一円・一砂村一円・一浦井村一円・一浦井新家一円・一門村一円・一西之場一円・一長戸村一円・一今里村一円・一堀井村一円・一塚本村一円・なりしゃうぢ村一いち円・一ひゃうのふ村一円・一北なかう村一円・一南なかう村一円・一こくふち村一円・一ゑひへ村一円・一ゑひへ新家、合廿壱里	三の一〇六の一四の五
10	寛永一六・七・吉日	1639	売買後付加証文	辻二郎右衛門光隆・辻喜七郎家広	丸岡宗大夫	摂津	摂津国一円	三の一〇六の一四の一五
11	正保三・八・二八	1646	道者売買前書証文	野村勘大夫政綱	丸岡宗大夫	伊賀	我等持分伊賀之国御道者一円	三の一〇六の一四の二〇
12	正保三・一二・吉日	1646	道者売券	野村勘大夫政[redacted]	丸岡宗大夫	伊賀	名張之内在々・一田原村・一う山村・一家野村・一岳越村・一こもう村・一高畠村・一上林村・一すい野村、合八里	三の一〇六の一四の二
13	慶安四・一二・二一	1651	道者売券	杉木舘八郎大夫・証人 岩崎仁右衛門・使 西川原 賀兵衛	丸岡宗大夫	伊賀	上野我等持分一円	三の一〇六の一四の九
14	承応三・一一・二八	1654	道者売券	久保倉但馬守弘賀・使 西河原 加兵衛	丸岡宗大夫	伊賀	下友生村我等持分一円	三の一〇六の一四の二四
15	享保一一・一一・七・一一	1726	道者売券	売主 福井数馬末親・証人家来 竹口源兵衛	丸岡宗大夫	信濃	伊那郡箕輪飯田七久保家数合弐拾壱軒	三の一〇二の一

16	宝暦六・四・三〇	1756	道者売券	譲り主 浦口町 加藤平左衛門・証人 森下甚兵衛	丸岡宗大夫	武蔵	江戸之町家数合十軒	三の一〇二の四
17	宝暦九・六	1759	家産相続証文	丸岡宗大夫・親類証人 松木修理／尾崎八郎右衛門／奥田久兵衛／奥田清右衛門／岡田治兵衛／嶋崎兵右衛門	丸岡左馬之助		一、七百軒斗 武州江戸・一、五百五拾軒斗 東海道中筋・一、千四百弐拾軒斗 加州越中・一、弐千五百軒斗 信州・一、五千軒斗 京都摂州 右勘定金三拾両 一、六百五拾軒斗 伊賀右蔵入神徳入用ハ無差引 一、弐百軒斗 九州・紀州 其外言伝 右金三百疋斗	三の二六
18	宝暦一〇・四・三〇	1760	道者売券	譲り主 丸岡宗大夫・証人親類 松木采女・同断 松木民部・家来証人 尾崎八郎右衛門・同断 中嶋孝助・同断 奥田久兵衛・越中加賀旦所勤人 奥田清右衛門・江戸道中筋旦所勤人 奥田利助・家来証人 岡田治兵衛・同断 嶋崎兵右衛門	豊田新左衛門		武州・江戸御道者家数七百八十軒・加賀国家数百六十軒・越中国家数千二百六十軒・三河国・遠江国・駿河国・相模国四ヶ所ニ而家数四百八十軒 右都合二千六百八十軒	三の一〇二の一
19	明和六・六・二七	1769	道者売買前書証文	売主 岡本町 小田吉大夫光良・証人同所 井村伝大夫・証人同所 家来 永井甚六	丸岡宗大夫	信濃	松本惣家数弐百三拾軒	三の一〇六の一四の二八
20	天明七・九・一九	1787	道者売券	本人吹上町 奥山五郎四郎・親類請人 森外記・家来請人 小川源左衛門・使 証人 増川七兵衛	丸岡宗大夫	伊勢	松坂領山村高畠村家数三十一軒	三の二四

本表の形式は『禁裏山国荘』（二〇〇九年）所収、千枝大志「伊勢御師の動向と山国」を参考にした。
史料番号は、丸岡家所蔵文書目録に拠る。尚、輯古帖は神宮文庫写真版を使用した。

(注)

(1)『宇治山田市史』 宇治山田市役所 一九二九年

(2)大西源一『参宮の今昔』神宮司庁教導部 一九五六年

(3)新城常三 『新訂 社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房 一九八二年

(4)西山克 『道者と地下人―中世末期の伊勢―』吉川弘文館 一九八七年

(5)久田松和則 『伊勢御師と檀那』 弘文堂 二〇〇四年

(6)皇學館大学史料編纂所 『神宮御師資料 外宮篇二』 第三輯 皇學館大學出版部、一九八四年
皇學館大學史料編纂所 『神宮御師資料 外宮篇四』 第五輯 皇學館大學出版部、一九八六年

(7)『参宮の今昔』(第三集 神宮司庁教導部 一九五六年)には「ひとしく御師と云っても、それには四つの階級があった。」としている。
四つの階級とは
①神宮家…正員の祢宜に叙爵される家柄。
②三方家…山田の自治組織である山田三方家の年寄として三方会合所に役席を有し、政治権力をふるっていた。
③年寄家…各町の年寄職を任されており、公事訴訟の時は三方を経ず、山田奉行に直訴する特権を有していた。
④平師職…平人でありながら御師を務めている者その多くは大御師の手代として廻檀をしたり、商業を営んでいた。
の四つである。丸岡家はこの③に相当する。

(8)注6『神宮御師資料 外宮篇二』に記載されている中で統計をとったところ檀家数が分かっている御師の中で総檀家数の多い順に並べると丸岡家は三四五家中百八番目であった。

(9)「備忘雑抄」は、「第十六代丸岡茂太郎(通称宗大夫)が明治初め(一八六八～一八七二頃)に記した」(伊勢市『伊勢市史 第七巻 文化財編』(伊勢市、二〇〇七年)四七六頁)もので、丸岡家の家系、明治期の檀家数、明治八年当時の丸岡家の屋敷地などが記載されている。

(10)丸岡家所蔵文書(整理番号二―二四)では、「八代久氏(始久膺)」としている。

(11)『三重県史 資料編 中世1(下)』 三重県 一九九九年 七八一頁

(12)丸岡家所蔵文書(五―一二)尚、表と裏で別々の文書になっており、裏側が本史料と同内容である。

(13)『宇治山田市史』上　宇治山田市役所　一九二九年　四一六頁

(14)「備忘雑抄」の屋敷図に「慶長七年壬寅八月　八日市場ヨリ転宅ノ屋敷」との記載がある。

(15)窪寺恭秀「伊勢御師幸福大夫の出自とその活動について―中世末期を中心に―」『皇學館史學』第十四号所収　皇學館大學史學會、二〇〇〇年

(16)千枝大志『中世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織』岩田書院　二〇一一年

(17)神宮文庫所蔵番号　一門の一五〇七四

(18)信濃史料刊行会『信濃史料　第十七巻』五三二頁所収「舊記集　上」　一九六一年

東大史料編纂所データベースには、「川辺氏旧記」という史料が九冊あり、本史料の一～三が「旧記集」となっている。

「川辺氏旧記　旧記集　上」には、「元文五庚申年八月被仰出寛保辛酉七月廿二日御着　御儒者青木文蔵様甲斐信濃両国御巡回　旧記御改ニ付御領内町在中より差出有之御披見被為有候記録　右掛り　河邉氏」との記載がある。

信濃史料の注記では、ヶ三寺を康正としている。吉川弘文館『国史大辞典』に拠ると数正は、康正とも名乗ったとしているためか。数正の父、右近大夫康正との混同を避けるため、ここでは数正と表記する。

『新訂　寛政重修諸家譜』では「筒三寺」と表記されているが「箇」の字を「筒」の字と間違えたと思われる。

(19)前掲『信濃史料　第十七巻』五五三、五五四頁所収

(20)丸岡家所蔵文書（三―一〇五―一）

(21)「新訂　寛政重修諸家譜」

「石川康長　玄番頭　従五位下　母は某氏。天正十二年秀康卿大坂におもむかせたまふのとき、彼地に扈従してつかへたてまつる。のち父が遺領を継、豊臣太閤につかへ、慶長五年上杉景勝御征伐のとき、東照宮に従ひたてまつり下野国小山にいたるのところ、石田三成反逆のきこえありて、上方御追討あり。このとき台徳院（秀忠）にしたがひたてまつり、中山道より供奉す。十年四月将軍宣下御拝賀のとき従いたてまつり、十八年十月十九日大久保石見長安がことに坐して所領を没収せられ、毛利伊勢守高政にめし預らる。」

(22)丸岡家所蔵文書（三―一〇四―一〇）

(23)『高森町史　上巻前篇』高森町史刊行会　一九七二年　二二五、二二六頁

『戦国人名事典』二〇〇六年　九〇二頁

(24)丸岡家所蔵文書（三―一三）

（25）丸岡家所蔵文書（三–一〇六–七）

（26）神宮文庫所蔵「山田師職銘帳」（一門―三五四二）には、文化十二年「岡本　豊田頼母　丸岡宗大夫　銘譲　此銘下中之郷町丸岡順之助ゟ買得之旨辰二月申出ル」、文政七年「岡本　豊田頼母　丸岡宗大夫　此銘戌年二月下中之郷町丸岡帯刀方へ譲返しニ相成り候處、　其節不届出候段不調法之趣下中之郷町ゟ子年六月申出ル」とある。銘の譲受の記載が文化十二年からなのは、何らかの理由で豊田家が届出を怠ったためか。

（27）新城常三　注3に同じ　一七三頁

（やまだ　やすひろ・皇學館大学大学院文学研究科博士前期課程）